

基準24（社寺仏閣及び納骨堂）

市街化調整区域内の計画予定地周辺に居住する信者のための社寺仏閣及び納骨堂を建築しようとする場合で、次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 建築しようとする者は、宗教法人法第14条の規定に基づき認証を受けた宗教法人であること。
- (2) 当該建築物は、本殿、拝殿、本堂、会堂及び庫裡等宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び当該開発区域の周辺の地域に居住している信者を教化育成することを目的とするものであること。
なお、納骨堂について墓地埋葬法の許可を受けることが確実であるものに限る。ただし、宗教法人が行う公益事業その他の事業の用に供する建築物及び参拝者のための宿泊施設は含まない。
- (3) 予定建築物の規模は、敷地面積が5,000m²以下で、かつ、延べ面積が2,000m²以下であること。
- (4) 社寺仏閣及び納骨堂の立地が、環境保全について十分配慮された計画であるとともに土地利用上支障がないものであること。

平成12年 4月27日	平成12年度第1回開発審査会承認済
基準適用年月日	平成12年 4月 1日

ア 信者の分布について

基準前文中の「市街化調整区域内の計画予定地周辺に居住する信者」は、過半の信者が計画予定地周辺の市街化調整区域に居住すること。

イ 添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

- ① 理由書
- ② 市街化調整区域内に過半の信者が存することを示す図書（信者の分布図、信者リスト等）
- ③ 宗教儀式等の内容から施設計画が適切であることを示す図書
- ④ 宗教法人の謄本